

## 平成 30 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 910,540 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		142,699	4,600	147,299
	1 繰入金	142,699	4,600	147,299
9 町債		272,100	△100	272,000
	1 町債	272,100	△100	272,000
歳入合計		906,040	4,500	910,540

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		700,484	4,500	704,984
	2 簡易水道事業費	644,276	4,500	648,776
歳出合計		906,040	4,500	910,540

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業費	千円 136,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 135,900	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
総額	272,100	—	—	—	272,000	—	—	—

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	142,699	4,600	147,299
9 町債	272,100	△100	272,000
歳入合計	906,040	4,500	910,540

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	700,484	4,500	704,984				4,500
歳出合計	906,040	4,500	910,540				4,500

2. 歳 入

-4-

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	142,699	4,600	147,299	1 一般会計繰入金	4,600	一般会計繰入金 4,600
計	142,699	4,600	147,299			

(款) 9 町債

(項) 1 町債

2 辺地対策事業債	136,000	△100	135,900	1 辺地対策事業債	△100	長峰地区配水管整備事業 △100
計	272,100	△100	272,000			

3. 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 簡易水道施設 管理費	151,632	4,500	156,132				4,500	11 需用費	4,500	燃料費 △100 修繕料(資外) 4,600
計	644,276	4,500	648,776				4,500			